予　　防　　規　　程

（会社名）

（給油取扱所名）

　　年　　月　　日（制定・変更）

**給油取扱所予防規程**

**第１章　総則**

（目的）

第１条　この規程は、消防法第14条の２に基づき、　　　　　給油取扱所（以下「当所」という。）における危険物の取扱作業その他防火管理に必要な事項について定め、もって火災又は危険物の流出、若しくは地震等による災害を防止することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、当所に勤務又は出入りするすべての者に適用する。

（遵守義務）

第３条　当所の従業員は、この規程を遵守しなければならない。

（告知義務）

第４条　当所の従業員は、当所に出入りする者に対して、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させなければならない。

（規程の変更）

第５条　この規程は、毎年１回以上検討を加え、必要に応じてこれを修正整備し、当所の実態に即応した規程の維持に努めなければならない。

２　所長は、規程の変更を行ったときは、消防本部に変更の申請をして認可を受けなければならない。

**第２章　保安の役割分担**

（組織）

第６条　当所における安全管理を円滑かつ効果的に行うため、次のとおり保安の役割分担を定めなければならない。

所長　　　　　　　　　危険物保安監督者　　　　　　危険物取扱者　　　従業員

　　氏名（　　　　　）　　　　（氏名又は役職　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　職務代行者

　　　　　　　　　　　　　　　（氏名又は職名　　　　　　）

２　所長は、前項の危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故により、不在となることを考慮し、あらかじめその職務を代行する者を危険物取扱者の中から指定しておかなければならない。

（所長の責務）

第７条　所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに、施設が適正に維持管理されるように努めなければならない。

（危険物保安監督者の責務）

第８条　危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところにより保安の維持に努めなければならない。

（危険物取扱者の職務）

第９条　危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定める危険物の貯蔵及び取扱作業の安全を確保しなければならない。

２　危険物取扱者の氏名等は、在、不在の別を所内の見やすい箇所に掲示しなければならない。

（従業員の遵守事項）

第10条　従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い適正な危険物取扱作業及び危険物施設の維持に努めなければならない。

**第３章　危険物の貯蔵及び取扱いの基準等**

（貯蔵及び取扱基準）

第11条　危険物を貯蔵し又は取り扱う場合においては、消防法令の定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

　一　危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うこと。

　二　給油又は注油を行うときは、必ず顧客等が求める油種を確認するとともに、その場所を離れないこと。

　三　移動タンク貯蔵所からの危険物受入作業は、当所の危険物取扱者が必ず立ち会い、危険物の種類及び量を確認し、危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないよう監視すること。

　四　みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等は使用しないこと。

　五　危険物を給油又は積み下ろしすることきは、自動車等のエンジン停止を確認してから行うこと。

　六　灯油を容器に小分けする場合は、消防法令で定める基準に適合した容器に注油し、注油済みの容器はその場所に放置しないこと。

　七　給油又は注油、自動車等の転回、地下タンクへの危険物の注入等の支障となるような物件を置かないものとし、常に整理整頓に努めること。

（給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項）

第12条　給油又は注油以外の業務を行う場合は、給油又は注油業務の支障とならないよう細心の注意を払うものとし、特に次の事項に留意しなければならない。

　一　給油又は注油、自動車の点検、整備もしくは洗車と関係がないものをもっぱら対象とするような業務を行わないこと。

　二　休日等に給油業務を行っていないときは、係員以外の者の出入りを禁止するため、ロープ、チェーン等を展張すること。

　三　所内にいる顧客等の状況に応じ、十分な係員を配置し、その整理誘導及び喫煙管理等を行うこと。

（駐車）

第13条　所内に自動車等を駐車させる場合は、給油のための一時的な停車を除き、消防法令で駐車が禁止されている場所以外のあらかじめ明示された駐車場所で行わなければならない。

**第４章　点検及び検査その他の安全管理**

（定期点検）

第14条　所内の危険物施設等は、消防法第14条の３の２に基づき、１年に１回以上定期点検を実施しなければならない。

２　前項により行った点検の結果を記録し、これを３年間保存しなければならない。

（自主点検）

第15条　　　　　　は、所内の危険物施設等、火気使用設備、電気設備及びその他関連設備の構造、設備の維持管理、機能保持及び安全管理に関して、　ヶ月に１回以上巡視点検を行わなければならない。

（工事中の安全対策）

第16条　危険物施設の改修、補修工事を行う時は、その内容に応じて必要な手続きを行わなければならない。

２　　　　　　は、前項の工事を行う場合には、工事責任者に対して工事が安全かつ適正に行われるように監視監督を行わなければならない。

３　　　　　　は、火気の取り扱い及び安全対策について工事責任者に確認を行い、危険物事故の未然防止策を講じるように指示しなければならない。

**第５章　火災等の災害時の措置**

（自衛消防隊）

|  |
| --- |
| 自衛消防隊長 |

第17条　所長を消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して火災等災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び任務分担は、次のとおりにする。

（氏名　　　　　　）・・・災害活動全般の指揮及び災害の拡大防止に関すること

通報・連絡班（氏名　　　　　　）・・・消防機関への通報、所内・外関係者への連絡、公消防隊の誘導及び情報の提供

避難・誘導班（氏名　　　　　　）・・・顧客を誘導及び敷地外に避難、誘導

消火応急措置班（氏名　　　　　　）・・・初期消火、流出油防止措置

（消火活動）

第18条　消火活動等は、次により行わなければならない。

　一　火災、危険物の流出等が発生した場合には、消防隊長の指揮の下に、ただちに初期消火、顧客等の避難・誘導、消防機関への通報、危険物の流出防止等の応急措置を講ずること。

　二　危険物が所外に流出し、又は可燃性蒸気が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民、通行人及び車両の運転手等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるとともに、危険物の流出拡散防止、除去等の応急措置を講ずること。

（地震発生時の措置）

第19条　地震が発生したときは、直ちに危険物の取扱作業及び火気設備、器具の使用を中止しなければならない。

　　なお、施設の使用再開にあたっては、十分に点検を行い、安全を確認すること。

**第６章　停電時における非常用発電機等に係る安全対策**

（非常用発電機等を使用する事象）

第20条　震災等により停電が発生した場合には、非常用発電機等を使用し固定給油設備等へ電源供給することができる。

（非常用発電機等を使用可否の判断）

第21条　非常用発電機等を使用する際には、所長は、第19条後段に定める点検を行い、非常用発電機等の使用及び施設の再稼働を判断する。

（非常用発電機等の安全対策）

第22条　非常用発電機等を使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

　一　非常用発電機等に燃料を補給する際は、当該発電機の運転を停止すること。

　二　保管場所は　　　　　　とし、定期的に点検を受けるなど、適正に維持管理すること。

（非常用発電機等の操作に係る教育訓練）

第23条　非常用発電機等の操作に係る訓練は、それぞれ第24条に定める保安教育及び第25条に定める訓練に含めて実施する。

**第７章　教育及び訓練**

（保安教育）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 実施時間 | 内　　　　　容 |
| 全従業員 | 回／年 | ⑴　予防規程の周知徹底  ⑵　火災予防上の遵守事項  ⑶　安全作業等に関する基本的事項  ⑷　各自の任務、責任等の周知徹底  ⑸　地震対策に関する事項  ⑹　その他 |
| 新入社員 | 入社時 |

第24条　所長は、従業員に対し次により保安教育を実施するものとすること。

（訓練）

第25条　訓練は部分訓練と総合訓練とし、部分訓練は　ヶ月に１回以上、総合訓練は　ヶ月に１回以上、次により行うこと。

　一　部分訓練は、消火訓練等について行うこと。

　二　総合訓練は、部分訓練を有機的に連携させ、総合的に行うこと。

**第８章　雑　則**

（予防規程違反者への措置）

第26条　所長は、この規程に違反した者に対しては再教育を実施し、再び違反しないよう指導する等の措置を行うものとする。

**附　則**

　この規程は、　　　　年　　月　　日から施行する。